

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：公益通報者保護法の一部を改正する法律

規制の名称：「事業者がとるべき措置」

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：消費者庁消費者制度課

評価実施時期：令和2年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

平成12年から平成14年頃に相次いだ食品偽装やリコール隠し等の企業不祥事の多くが通報を契機に発覚したことから、一定の要件を満たす通報（以下「公益通報」という。）をした労働者の保護を図るための民事規定等を定める公益通報者保護法（以下「法」という。）が、平成16年に制定され、平成18年4月に施行された。これにより、公益通報が促され、事業者が法令遵守を図るために活用することで、国民の安全・安心の確保が図られることとなった。

しかしながら、法施行後においても、公益通報の制度を十分に活用することができず社会問題化した企業不祥事が引き続き生じている状況である。こうした問題を放置すれば、労働者は公益通報をちゅうちょしかねず、事業者にとっても、そのイメージの悪化等を通じて経営上大きな損失につながり得る。

このため、

ア 事業者（※）に対しては、公益通報に対応する業務に従事する者（以下「公益通報対応業務従事者」という。）を定め、公益通報に適切に対応するために必要な体制（以下「公益通報対応体制」という。）の整備その他の必要な措置（※大企業（常時使用する労働者300人超をいう。以下同じ。）は義務、中小企業（常時使用する労働者300人以下をいう。以下同じ。）は努力義務）

イ さらに、その公益通報対応業務従事者に対しては、公益通報者を特定させる事項の漏えい禁止を義務付けるものである。

こうした規制の新設を行わない場合は、上記のような状況が改善しない。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

消費者庁においては、事業者が実効性のある公益通報対応体制を整備し、公益通報者を特定させる事項の保持徹底等、適切に運用することができるよう、民間事業者向け研修会の開催(現在は年に数回程度開催(※))や「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」の作成等により周知啓発等を行ってきたが、現状では当該体制の整備・運用は事業者による自主的な対応にとどまっており、こうした中で、前記①のとおり、公益通報の制度を十分に活用することができず、社会問題化した企業不祥事が引き続き生じている状況である。

①アの義務を事業者の自主的な対応に委ねる場合には上記のような課題が解決されないため、事業者に対する義務とする。他方、公益通報対応体制の中核を担う公益通報対応業務従事者は各事業者のコンプライアンス部門等に配置することが想定されるところ、事業者の事務負担等を勘案して、中小企業に対しては努力義務にとどめることとする。

また、①イの義務を事業者の自主的な対応に委ねる場合には上記のような課題が解決されないため、公益通報対応業務従事者に対する義務とする。他方、中小企業に対する事業者の事務負担等を勘案している点は、①アの義務と同様である。

※令和元年度は、民間事業者向け研修会の開催経費(旅費含む)として計100万円程度を支出

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

「遵守費用」

①アの義務の対象についての遵守費用としては、当該義務の対象となる大企業(約17,000社(平成26年経済センサス))において、公益通報対応業務従事者が、公益通報を受け付け、調査や是正措置等を行うための人件費、旅費その他の諸経費が挙げられる。したがって、当該約17,000社のうちこの法律の施行までに公益通報対応体制を整備していない事業者については「遵守費用」が新たに発生し得るものの、各事業者の整備状況(※1)、事業者の規模等により「遵守費

用」に係る人数やその人件費は様々であるため、「遵守費用」の金銭価値化は困難である。

※1 「平成28年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」において、大企業1,248社のうち1,065社が「内部通報体制を整備している」と回答。他方、このように回答した事業者のうち「内部通報制度の仕組みの社内への周知」、「是正措置・再発防止策の実施」の内部規程を整備していると回答した事業者は、それぞれ、約45%、約68%にとどまる。

また、①イの義務についての遵守費用は発生しない。

「行政費用」

行政費用としては、国において、①アの義務を履行しない事業者に対する助言、指導、勧告等を行うための費用のほか、追加で民間事業者向け研修会の開催等周知のための費用（※2）が発生する。

※2 令和2年度予算案では「民間事業者向け研修会の運営」（旅費含む）として250万円程度、「公益通報者保護制度に関する広報事業」として500万円程度を計上

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制の新設のため該当せず）

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

公益通報対応体制を整備していなかった事業者（③※1参照）が、①ア及びイの義務を通して、実効性のある公益通報対応体制を整備し、公益通報者を特定させる事項の保持徹底等、適切に運用をすることで、公益通報が促進されるとともに法令遵守の徹底が図られ、国民の安全・安心の確保につながる。また、事業者における法令遵守等違反に伴う経営損失リスクを防ぐことにも資する。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握すること

が望ましい。

金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の新設のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

規制の新設を行うことで事業者に一定の費用負担が生じるものの、事業者が、実効性のある公益通報対応体制を整備し、公益通報者を特定させる事項の保持徹底等、適切に運用をすることで、公益通報が促進されるとともに法令遵守の徹底が図られ、国民の安全・安心の確保につながるため、規制の新設が必要である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

大企業に対して努力義務を課すことも考えられるが、①の目的を達成するためには、義務とする採用案の方が適切である。他方、中小企業も含めた全事業者に対する義務付けは、事業者の事務負担等の観点から、妥当ではない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

消費者委員会から答申として出された「公益通報者保護専門調査会報告書」（平成 30 年 12 月）における提言（民間事業者に内部通報体制の整備を義務付けるべきである。但し、常時雇用する労働者の数が 300 人以下の民間事業者については、事務負担等を勘案し、努力義務とすべきである。）を踏まえ、今回の改正を行うものである。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえる

こととする。

この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方その他新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしている。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事業者の公益通報対応体制の整備状況を把握することとする。